

「貸金庫利用規則」新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改正後
<p>第1条（収納品の範囲）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは収納することができません。</u></p>	<p>第1条（収納品の範囲）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを収納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②爆発物、銃刀類、麻薬・覚せい剤等法令により所持が禁止されているもの</u></p> <p><u>③変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条（利用目的の確認）</p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結又は利用等にあたっては、借主は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、収納品が第1条に定める範囲を逸脱することができないかといった利用目的を、書面その他当社の定める方法で申し出なければならぬものとします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当社は、貸金庫室内外でのカメラ撮影や利用時の従業員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>
<p>第2条（営業日時）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>第3条（営業日時）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>収納品の出し入れは営業時間内にのみ行えるものとします。</u></p> <p>(3) (省 略)</p>

現 行	改正後
<p>第<u>3</u>条（契約期間） ～</p> <p>第<u>4</u>条（使用料及び支払方法） (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>4</u>条（契約期間） ～</p> <p>第<u>5</u>条（使用料及び支払方法） (省 略)</p> <p><u>第6条（代理人）</u></p> <p>(1) <u>借主がこの契約に関する代理人を選任する場合は、当社所定の代理人選任に関する届を提出してください。</u></p> <p>(2) <u>この契約に関する代理人の権限は、借主について相続の開始があった後も消滅しないものとします。</u></p>
<p>第<u>5</u>条（かぎ等の保管）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 全自動型貸金庫の場合は、借主及び <u>借主があらかじめ届け出た代理人</u> <u>(以下、代理人という)</u>に貸金庫ご 利用カード（以下、ご利用カードと いう）を発行しますので、借主及び 代理人が保管してください。</p>	<p>第<u>7</u>条（かぎ等の保管）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 全自動型貸金庫の場合は、借主及び 代理人に貸金庫ご利用カード（以 下、ご利用カードという）を発行し ますので、借主及び代理人が保管し てください。</p>
<p>第<u>6</u>条（貸金庫の開閉） ～</p> <p>第<u>9</u>条（印鑑の照合等） (省 略)</p>	<p>第<u>8</u>条（貸金庫の開閉） ～</p> <p>第<u>11</u>条（印鑑の照合等） (省 略)</p>
<p>第<u>10</u>条（暗証番号の照合等）</p> <p>(1) <u>ご利用カードの所有権は、当会社に帰属し、借主及び代理人に貸与するものとします。ご利用カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有又は使用させることはできません。</u></p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>第<u>12</u>条（暗証番号の照合等） (削 除)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p>

現 行	改正後
第11条（成年後見人の届出） ～ 第12条（損害の負担） (省 略)	第13条（成年後見人の届出） ～ 第14条（損害の負担） (省 略)
第13条（解約） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正かぎ及び届出の印章、全自動型貸金庫についてはご利用カードも持参し、 <u>当会社</u> 所定の手続きをしたうえ、直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、届出の印章、正かぎ又はご利用カードを紛失している場合は、第7条の手続きをしたうえで解約手続を行うものとします。 (2) 次の各号の一に該当する場合、 <u>当会社</u> はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 <u>当会社</u> から解約の通知を受け取ったときは、前項に準じて解約手続きをしたうえ、直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (省 略) (新 設)	第15条（解約） (1) この契約は、 <u>借主又は代理人</u> の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正かぎ及び届出の印章、全自動型貸金庫についてはご利用カードも持参し、 <u>当社</u> 所定の手続きをしたうえ、直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、届出の印章、正かぎ又はご利用カードを紛失している場合は、第9条の手続きをしたうえで解約手続を行うものとします。 (2) 次の各号の一に該当する場合、 <u>当社</u> はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 <u>当社</u> から解約の通知を受け取ったときは、前項に準じて解約手続きをしたうえ、直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (省 略) <u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったとき又は借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦又は外国の法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれが</u>
⑥法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき (新 設)	
⑦マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれが	

現 行	改正後
<p>あると認められるとき (3) (省 略)</p>	<p>あると認められるとき (3) (省 略)</p>
<p>第<u>14</u>条（遅延損害金）</p> <p>(1) 前条の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約の日又は契約期間満了の日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第4項に規定する返戻金は、遅延損害金に充当します。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>第<u>16</u>条（遅延損害金）</p> <p>(1) 前条の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約の日又は契約期間満了の日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>5</u>条第4項に規定する返戻金は、遅延損害金に充当します。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p>
<p>第<u>15</u>条（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、<u>当会社</u>が収納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>17</u>条（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>(1) 貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、<u>当社</u>が収納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(2) <u>前項のほか、貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、借主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当社は借主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当社指定の日に生じるものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項に基づき貸金庫の変更をする場合には、借主は当社による通知内容に従って当社所定の手続を行うものとします。この場合、借主が当社所定の手続を行うまでの間、当社は副かぎを使用して貸金庫を開扉の上、内箱ごと貸金庫の収納品を取り出し、当社指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。なお、当社は貸金庫の収納品の取り出しに際して公証人等に</u></p>

現 行	改正後
	<u>立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</u>
第 <u>16</u> 条（緊急措置） (省 略)	第 <u>18</u> 条（緊急措置） (省 略) (削 除)
第 <u>17</u> 条（代理人） <u>この契約に関する代理人の権限は、借主について相続の開始があった後も消滅せず、この契約が解約されるまで存続するものとします。</u>	
第 <u>18</u> 条（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は、これを譲渡、転貸又は質入することはできません。 (新 設) (新 設)	第 <u>19</u> 条（譲渡、転貸等の禁止） (1) 貸金庫の使用権は、これを譲渡、転貸又は質入することはできません。 (2) ご利用カードは、これを譲渡、転貸又は質入れすることはできません。 第 <u>20</u> 条（準拠法、裁判管轄） <u>この取引の契約準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貸金庫の所在地又は当社の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u>
第 <u>19</u> 条（規定の変更等） (省 略)	第 <u>21</u> 条（規定の変更等） (省 略) 上記に記載のない箇所についても、「当会社」を「当社」に改める。

以 上